

蒸氣機關車簡所別油脂使用標準表

[illegible]

しゃりょうキロ 車両キロ 一般には車両の走行キロをさす
が、国鉄では営業線路上を列車として運行された国鉄所有の車
両および国鉄に車籍編入された私有車両ならびに連絡運輸を行
う私鉄所属車両の走行キロを意味し、車両の運行作業量を示す
指標として運輸成績・経済計算その他に使用され、1車1両と
した現車数に走行距離(営業キロ)を乗じたもの。

このほかに各種車両の重量10tをもって1両に換算した両数に走行距離を乗じた*換算車両キロがある。

車両キロは旅客車キロ・貨車キロ別、有賃・無賃別、局別・大線別・細線別に計算し統計月・年報に発表されている。

1 旅客車入口

有貨旅客車キロは客車によって編成された客車キロ（特別急行列車・普通急行列車・準急行列車・普通客車列車・その他列車連結別）および電車キロ（準急行電車列車・普通客電列車・荷物電車列車連結別）、**気動車キロ**（普通客気動車列車・荷物気動車列車連結別）に計算し、さらにこれを1等車・2等車・3等車・その他車（荷物車・郵便車・食堂車・その他車別）別に計算し、さらに特別2等車・寝台車（2等・3等別）別に内訳計算されている。

無賃旅客車キロはお召列車およびこれに準ずる臨時列車に連結の客車、および職用列車・試運転列車・救援列車が客車による組成であるとき、および皇室用客車・事業用客車等の走行キ

口である。

2 貨車半口

有貨貨車キロは、列車として運行されたすべての貨車の走行キロで、積車(小口扱車・車扱車別)空車別に計算されている。

無償貨車キロには鉄道経費・船舶経費・自動車経費の運賃または料金を負担する貨車および事業用貨車・災害罹災救済つゆ品無償扱貨車・私有貨車の試運転・検査修繕のための貨車の走行キロを計上している。(田中一郎)

しゃりょうげんかい 車両限界 (英) minimum rolling stock gauge 車両(積荷を含む)の断面の大きさに対する制限。車両を安全に運転するためには、車両と線路に付随する建造物・施設物との間に相互に侵してならない区域が必要である。このため建造物・施設物に対する建築限界とともに車両限界が定めてある。

国鉄では昭和4年改正の建設規程でつぎのように定められている(建設規程は明治33年に制定され、大正10・昭和4年に改正され、現在はこれによっているが、その後の技術の進歩に伴いさらに改正のため調査委員会が設けられ、車両限界についても現在審議中である)。

車両は直線軌道上正位において図-1に示す車両限界外に出てはならない。ただしタイヤの幅以内における車輪の部分、停止中に開閉する戸などでこれを開いた場合、雪かき装置・郵便